

○Phoenix Outstanding Researcher Award 要項

(平成 28 年 10 月 7 日学長決裁)

Phoenix Outstanding Researcher Award 要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学長表彰要項(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁。以下
1 「学長表彰要項」という。)第 8 第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下
「本学」という。)の研究力の向上に貢献した者に対して学長が特別に行う
表彰(以下「Phoenix Outstanding Researcher Award」という。)に関し必
要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第 Phoenix Outstanding Researcher Award は、次の各号のいずれかに該当
2 する者のうち、表彰を行う年度の前年度の末日における年齢が 45 歳未満の
者を対象とする。

- (1) 准教授，講師又は助教
- (2) 特任教員，寄付講座等教員又は共同研究講座等教員のうち、准教
授，講師又は助教の職務に相当する職務に従事する者
- (3) 病院助教

(表彰の基準)

第 Phoenix Outstanding Researcher Award は、第 2 の対象者のうち、研究
3 活動に邁進し、多くの学術研究論文を執筆するなど優れた研究業績を挙
げ、本学の研究力の向上に特に貢献したと認められる者に対して行う。

(表彰の方法)

第 Phoenix Outstanding Researcher Award は、学長表彰要項第 5 の規定に
4 準じて行う。

(表彰の時期)

第 Phoenix Outstanding Researcher Award は、学長表彰要項第 6 に定める
5 学長表彰の時期に行う。

附 則

この要項は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。